

## 令和 8 年度徳島市地域公共交通活性化協議会事業計画（案）

## 1 事業内容

## (1) 地域公共交通利便増進実施計画の策定

市バス路線の整理・再編にあたり、徳島市地域公共交通計画（令和 6 年 3 月策定）のアクションプログラムに位置づけられ、国の様々な支援が受けられる地域公共交通利便増進実施計画（以下「実施計画」という。）を策定する。

また、実施計画作成に係る調査等業務を、本協議会が事業者に委託し、2 カ年をかけて策定する。調査等業務にかかる費用については、国土交通省の地域公共交通利便増進計画策定事業補助金（以下「実施計画策定補助金」という。）及び徳島市からの補助金を活用する。

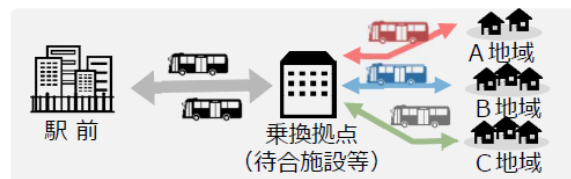
## ○実施計画作成に係る調査等業務

## 【令和 8 年度】

- ・路線バスネットワークの整理・再編検討
- ・路線バス利用実態の把握・人流分析、課題の整理
- ・エリア別整理・再編案及び運行サービス内容の検討
- ・ロードマップ案の作成

## 【令和 9 年度（予定）】

- ・実施計画素案の作成
- ・パブリックコメントの実施
- ・実施計画案の作成



【路線バスネットワーク再編のイメージ】

なお、実施計画作成に係る市バス路線の整理・再編等の具体的・専門的協議については、徳島市が令和 7 年 1 月に設置した「徳島市バス路線整理・再編協議会」及び下部組織の「徳島市バス路線整理・再編検討会」（徳島バス株式会社、徳島市交通局、徳島市関係部局のメンバーで構成）にて行い、本協議会に検討内容を適宜報告し進めていくこととする。

## (2) 地域内フィーダー系統への国庫補助金にかかる手続き

徳島市地域公共交通計画において、地域内フィーダー系統補助（国庫補助金）により運行を確保・維持すべきと定義している路線については、令和 8 年度においても継続して、国への認定申請手続きおよび事業評価を実施する。

また、令和 8 年 10 月に運行開始を予定している多家良・八多コミュニティバスについては、新たに国への認定手続き等を行うものとする。

## 地域内フィーダー系統補助対象路線

- ・ 徳島市バス路線（川内循環線、渋野線）
- ・ 地域自主運行バス（応神ふれあいバス、上八万コミュニティバス、  
[新規]多家良・八多コミュニティバス）

## 2 収支予算

令和8年度収支予算書（案）を参照

## 3 今後のスケジュール

### 令和8年度

4月中旬	【プロポーザル】第1回審査会（実施要領、評価基準決定） 【プロポーザル】事業者の公募開始
4月下旬	実施計画策定補助金交付申請 【プロポーザル】参加表明書提出期限
5月上旬	【プロポーザル】企画提案書提出期限
5月中旬	【プロポーザル】第2回審査会（ヒアリング、事業者特定） 【プロポーザル】事業者への特定通知発送
5月下旬	実施計画策定補助金交付決定 【プロポーザル】特定事業者との契約締結
6月下旬	<b>第1回徳島市地域公共交通活性化協議会</b> ・プロポーザル結果報告 ・市バス路線における現況・課題等 ・フィーダー系統補助（国庫補助金）の認定申請について
11月	<b>第2回徳島市地域公共交通活性化協議会</b> ・整理・再編方針案の提示
1月	<b>第3回徳島市地域公共交通活性化協議会</b> ・エリアごとの利用状況と課題 ・事業評価（実施計画策定、フィーダー系統補助）
3月	<b>第4回徳島市地域公共交通活性化協議会</b> ・令和9年度事業計画案について

### 令和9年度

4月～10月	<b>【事業進捗に応じ、活性化協議会を随時開催】</b> エリア別整理・再編案及び実施計画に位置付ける事業案の検討
11月	実施計画素案の提示
12月～1月	パブリックコメント実施
3月	実施計画策定

### 令和10年度

4月～	<b>【事業進捗に応じ、活性化協議会を随時開催】</b> 運行準備・周知
6月頃	国土交通大臣による実施計画認定
3月末	徳島市交通局の廃止

### 令和11年度

4月～	整理・再編の実施（運行開始）
-----	----------------

以上

**徳島市地域公共交通活性化協議会  
令和8年度収支予算書（案）**

収入

単位：円

科目			本年度予算額	摘要
款	項	目		
2	補助金	1 補助金	8,674,000	地域内フィーダー系統補助（国庫補助金）（※1）
2	補助金	1 補助金	4,090,000	実施計画策定補助金（国庫補助金）
2	補助金	1 補助金	8,183,000	市補助金（※2）
合計			20,947,000	

支出

単位：円

科目			本年度予算額	摘要
款	項	目		
1	運営費	1 会議費	40,000	協議会開催事務費
2	事業費	1 事業費	8,674,000	地域内フィーダー系統補助（国庫補助金）（※1）
2	事業費	1 事業費	8,140,000	実施計画調査事業費
2	事業費	1 事業費	3,000	振込手数料
4	返還金	1 返還金	4,090,000	市への戻入金（※2）
合計			20,947,000	

※1 地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統補助）にかかる国庫補助金が国から本協議会に支払われた後に、本協議会から各運行事業者に配分して振り込むこととなる。

※2 実施計画調査事業にかかる国庫補助金の交付を受けた場合は、徳島市へ国庫補助額と同額を戻し入れる予定である。

## 徳島市地域公共交通利便増進実施計画策定調査業務にかかる 事業者選定について（案）

### 目的及び選定方法

徳島市地域公共交通利便増進実施計画策定調査業務（以下「本業務」という。）の契約にあたり、本業務の事業者には高度な知識や構想力、専門的な技術力が必要であることから、企画提案を求めることにより本業務に最適な受託候補者を特定する、公募型プロポーザル方式（※）により選定を行う。

※ 本協議会の定める要領に基づき参加資格を確認した後、企画提案書等の提出を求め、企画提案書等の審査、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、本業務の受託候補者を特定する手続き。

### 【業務委託内容（概要）】

業務委託名	徳島市地域公共交通利便増進実施計画策定調査業務
業務期間	令和8年度業務： 契約締結の日から令和9年3月31日まで 令和9年度業務： 契約締結の日から令和10年3月31日まで
業務内容	(1) 現状の運行課題抽出や利用データ分析 (2) 整理・再編案及び運行サービス内容の検討 (3) ロードマップ案の作成 (4) 利便増進実施計画の策定支援及び地域公共交通計画の一部改訂支援 (5) 国庫補助制度等の活用に係る提案 (6) 協議会の運営支援 (7) 打合せ協議

### 事業者の公募条件

過去に他都市で路線バスに関する利便増進実施計画や再編計画作成などの実績があり、交通・人流データ分析が可能な技術者を配置できる者

### プロポーザル審査会の設置

徳島市地域公共交通利便増進実施計画策定調査業務委託プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置し、事業者特定のための評価項目や配点等の決定及び企画提案書等の審査を行う。

### 事業者の特定・契約

審査会において、企画提案書の内容と事業者へのヒアリング等による審査を行い、事業者を特定する。

審査結果は書面により通知し、特定された事業者と契約条件などを協議・調整の上、協議会と契約締結を行う。

徳島市地域公共交通利便増進実施計画策定調査業務委託  
プロポーザル審査会設置要綱（案）

（設置）

第1条 徳島市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）において、徳島市地域公共交通利便増進実施計画策定調査業務（以下「本業務」という。）を実施するにあたって、契約の相手方を選定する公募型プロポーザル方式による受託候補者の特定を厳正かつ公正に行うため、徳島市地域公共交通利便増進実施計画策定調査業務委託プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

（審議事項）

第2条 審査会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 審査方法及び評価基準に関する事項
- (2) 企画提案書及びヒアリング等の審査、評価に関する事項
- (3) 受託候補者の特定に関する事項

（組織）

第3条 審査会は、会長及び委員で組織する。

- 2 会長は協議会会長をもって充て、委員は関係行政機関の職員等の中から会長が指名するものとする。
- 3 委員の氏名及び職名については、審査結果の公表時に公表するものとする。
- 4 委員の任期は、受託候補者が特定した日までとする。

（会長の職務等）

第4条 会長は、審査会を代表し、審査会の会務を総理する。

- 2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 会議は、会長が招集し会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 第2項の規定にかかわらず、会長は、重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は災害その他やむを得ない事由により会議を招集することが困難であると認める場合において、必要があると認めるときは、オンラインによる審議を行うことができる。
- 5 第3項の規定にかかわらず、前項のオンラインによる会議の議事は、委員の過半数が当該オンラインによる会議に参加した上で、当該参加した委員の過半数で決し、可否同数の

ときは、会長の決するところによる。

6 会議は、非公開とする。

(書面による審議)

第6条 前条第2項の規定にかかわらず、会長は、重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は災害その他やむを得ない事由により会議を招集することが困難であると認める場合において、必要があると認めるときは、書面による審議を行うことができる。

2 前条第3項の規定にかかわらず、前項の書面による審議における会議の議事は、委員の過半数が当該書面による審議に参加した上で、当該参加した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 審査会の審議を要する事項で緊急を要するため、会議を招集できないときは、委員に持ち回り回議して会長の決定を受け、会議の審議に代えることができる。

(意見の聴取)

第7条 審査会において必要があるときは、会長は、委員以外の者から意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(中立の保持)

第8条 委員は、徳島市地域公共交通利便増進実施計画策定調査業務委託プロポーザルに参加している者に対して、特定の利益又は不利益を与える行為をしてはならない。

2 委員は、直接間接を問わず、徳島市地域公共交通利便増進実施計画策定調査業務委託プロポーザルに参加してはならない。

3 委員は、提案者と利害関係がある場合は、審査に関与しないものとする。

(庶務)

第9条 審査会の庶務は、協議会事務局において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年3月 日から施行する。